

令和8年度温泉地で活用できる事業集

令和8年3月

環境省自然環境局温泉地保護利用推進室

温泉地で活用できる事業について

この資料は、環境省温泉地保護利用推進室にて、令和8年度政府予算（案）（一部令和7年度補正予算を含む）のうち、温泉地で活用できる可能性がある主な補助金・交付金等をピックアップしたものです。すべての事業が網羅されているわけではない点についてご留意下さい。

事業名	担当省庁・課室	頁
温泉熱利用・発電設備の導入、設備の高効率化改修		
民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 （2）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室	6
その他の脱炭素関連		
業務用建築物の脱炭素改修加速化事業	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室	8
地域脱炭素実現に向けた具体的施策実装支援事業のうち、 （1）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援	環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室	9
地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化	環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 （浄化槽について）環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	11
民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 （1）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室	12
「脱炭素×復興まちづくり」推進加速化事業	環境省 環境再生・資源循環局 福島再生・未来志向プロジェクト推進室	14

事業名	担当省庁・課室	頁
その他の脱炭素関連		
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 （１）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室	15
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 （２）ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室	17
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 （３）水インフラにおける脱炭素化推進事業	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／水・大気環境局 環境管理課	18
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 （５）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室／大臣官房 環境保健部企画課 熱中症対策室	19
Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室	20
脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室	21
浄化槽システムの脱炭素化推進事業	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室	22

事業名	担当省庁・課室	頁
インバウンド・観光関連（環境省予算）		
国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業	環境省 自然環境局 国立公園課、自然環境整備課	23
国立公園等多言語解説等整備事業	環境省 自然環境局 国立公園課	24
ウェルビーイング観光推進事業	環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境創造室	25
エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	環境省 自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室	26
インバウンド・観光関連（観光庁予算）		
オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の受入環境整備の促進	観光庁 参事官（外客受入）	27
地域一体となった持続可能な観光地域づくりの推進	観光庁 参事官（外客受入） 国土交通省 総合政策局地域交通課、道路局安全・防災課、道路局参事官（自転車活用推進）	28
DMO総合支援事業	観光庁 観光地域振興課	29
地域の観光資源充実のための環境整備推進事業	観光庁 観光資源課 国土交通省 都市局公園緑地・景観課	30
質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業	観光庁 観光資源課	31

事業名	担当省庁・課室	頁
インバウンド・観光関連（観光庁予算）		
パーク＆レールライドによる観光地の混雑緩和事業	国土交通省 鉄道局鉄道サービス政策室	32
ローカル鉄道観光資源活用促進事業	国土交通省 鉄道局鉄道事業課	33
地域観光資源の多言語解説整備促進事業	観光庁 観光資源課	34
多様な食習慣や文化的慣習を持つ訪日外国人旅行者の受入環境整備に向けたモデル事業	観光庁 参事官（外客受入）	35
廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業	観光庁 観光産業課	36
オーバーツーリズム対策等観光交通確保事業	国土交通省 総合政策局地域交通課	37
地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業	観光庁 参事官（外客受入）	38
地方需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業	観光庁 観光資源課	39
全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業	観光庁 観光産業課	40
ユニバーサルツーリズムの促進に向けた環境整備	観光庁 観光産業課	41
観光地・観光産業における省力化・省人化等促進事業	観光庁 参事官（旅行振興）、観光産業課	42
新たな交流市場・観光資源の創出事業	観光庁 参事官（旅行振興）	43

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和8年度予算(案) 3,200百万円 (3,450百万円)】

【令和7年度補正予算額 4,500百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、民間企業等が有する工場・施設・営農地等に対して再エネ設備の導入加速と柔軟な需給調整の実現を支援することにより、民間企業や地域の脱炭素化を着実に進めるとともに、分散型電力システムを構築して地域共生型エネルギー社会の加速化を目指す。

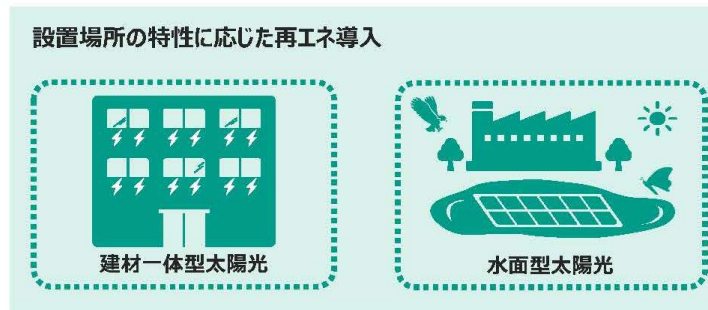
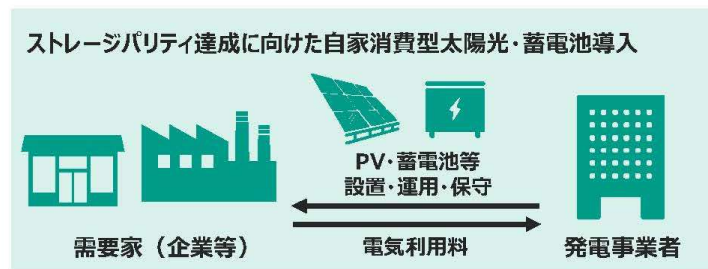
2. 事業内容

- (1) ストレージパリティ※の達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
※太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと
- (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 離島の脱炭素化推進事業
- (4) 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業
- (5) 新手法による電力融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業／委託事業 (メニュー別スライドを参照)
- 委託先及び補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）（1/2）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

2. 事業内容

① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した地域共生型の太陽光発電について、コスト要件※を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

※コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

② 駐車場等への太陽光発電設備の導入促進事業（補助額8万円/kW、補助率1/2）

駐車場等を活用した新たな設置手法による太陽光発電設備（ソーラーカーポート、ソーラーロード等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。

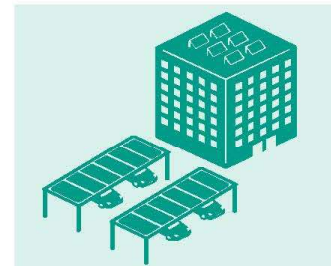
③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電設備の導入促進事業（補助率3/5、1/2）

窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

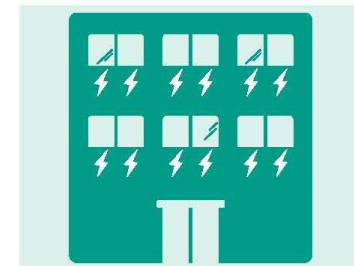
3. 事業スキーム

- 事業形態：①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：①～③令和6年度～令和11年度

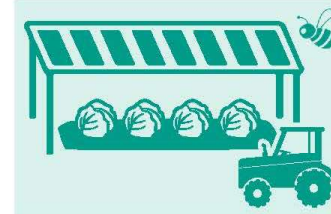
4. 事業イメージ



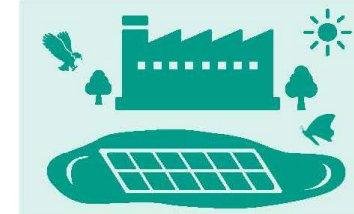
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

2. 事業内容

④ 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業 (補助率1/3、1/2)

地域の特性に応じた (a) 再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電 (太陽光発電除く)、(b) 工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件 (※) を満たす場合に設備導入支援等を行う。

※ コスト要件

(熱利用) : 当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト (※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく) より一定以上低いものに限る。

(発電) : 本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

⑤ 地域における脱炭素化先行モデル創出事業 (補助率3/4、2/3)

熱分野でのCO2ゼロに向けた複数施設におけるCO2の削減や、地域で熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

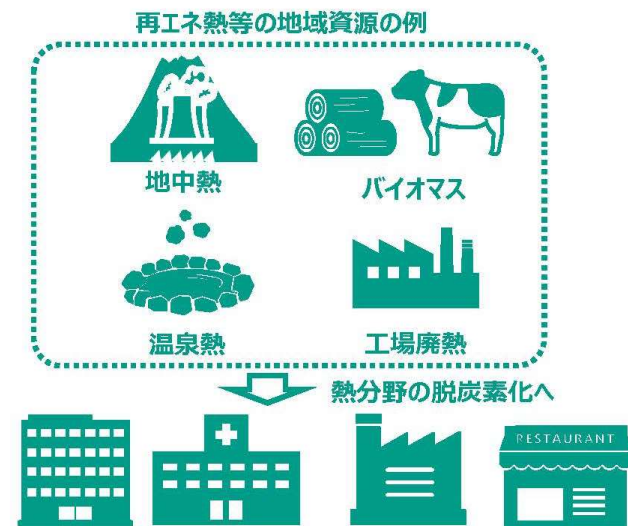
⑥ 設置場所の特性に応じた再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業 (委託)

設置場所の特性に応じた再エネ導入加速化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 : ④⑤間接補助事業 (計画策定 : 3/4 (上限1,000万円)、設備等導入 : 1/3、1/2、2/3)
⑥ 委託事業
- 委託先及び補助対象 : 地方公共団体※・民間事業者・団体等 ※温泉熱のみ
- 実施期間 : ④～⑥令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



お問合せ先 : 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話 : 0570-028-341

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和8年度予算（案） 4,000百万円（1,200百万円）】
（※3年間で総額10,000百万円の国庫債務負担）



業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。
- ・先進的な断熱窓、断熱材や高効率な空調機器、照明器具、給湯機器の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出低減を共に実現する。

2. 事業内容

(1) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（新規採択分）

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設計費・設備費・工事費への補助を行う。

- 主な要件 : 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと等
- 主な対象設備 : 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標標準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。また、一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。
- 補助率 : 1/2～1/3

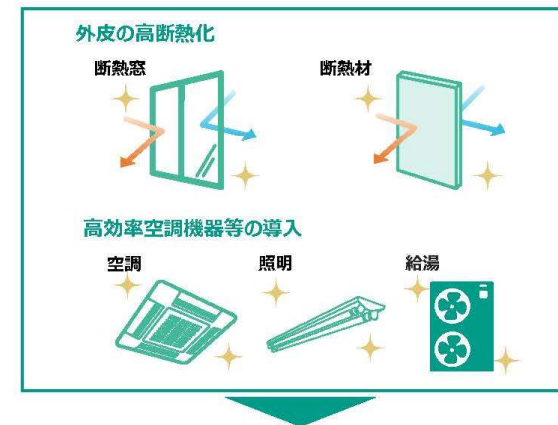
(2) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（過年度予算からの継続案件のみ）

過年度予算からの継続案件に対する予算措置。

3. 事業スキーム

- 事業形態 : 間接補助事業
- 補助対象 : 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 : 令和5年度～

4. 事業イメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和8年度予算(案) 630百万円(新規)】
【令和7年度補正予算額 700百万円】



「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと総合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ② 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
- ③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

(2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

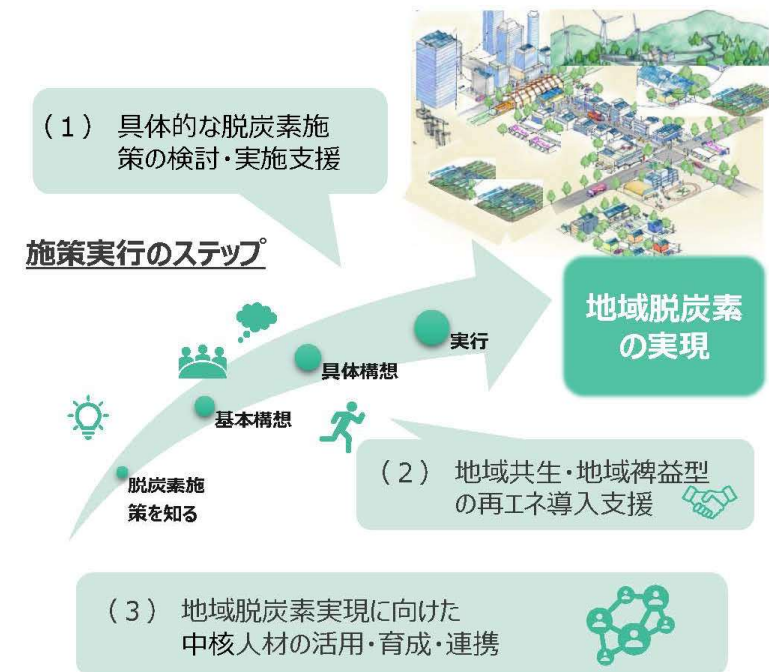
(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ① 脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ② 地域における中核人材育成研修
- ③ 地域の実情に応じた官民連携強化

3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) ① (2) 間接補助事業(定率、上限設定あり)
(1) ②③ (3) 委託事業
- 補助・委託先： (1) ① 民間事業者・団体等(ただし地方公共団体との共同実施に限る) (2) 地方公共団体
(1) ②③、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間： 令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： (1) (2) 環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109 (3) 環境省 大臣官房 地域政策課 電話：03-5521-8328

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

② 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

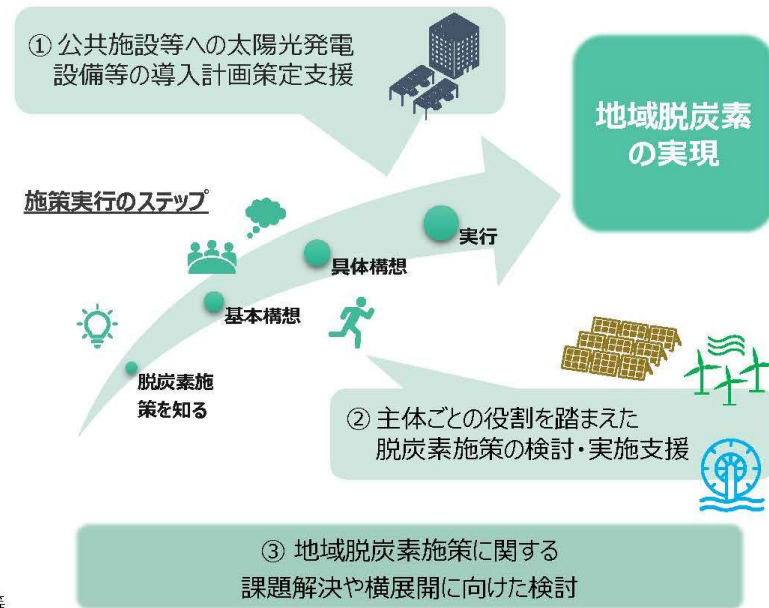
③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：① 間接補助1/2（上限1,000万円）※対象施設により上限1,500万円
②③ 委託事業
- 補助・委託先：① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） ②③ 民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化

※令和7年度事業名は「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」



【令和8年度当初予算額（案） 2,000百万円（2,000百万円）】

【令和7年度補正予算額 4,000百万円（＜一般＞2,000百万円、＜エネ特分＞2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

■ 事業形態：間接補助

都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

■ 補助対象：地方公共団体

〔 PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可 〕

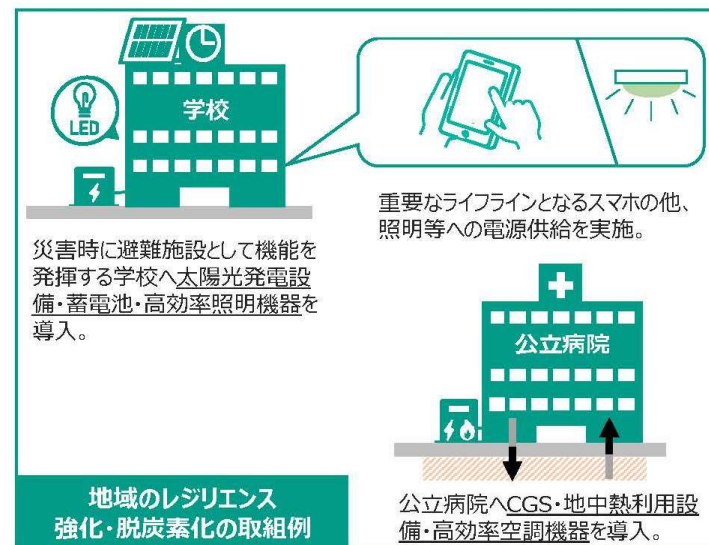
■ 実施期間：令和3年度～

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等



- ・再エネ設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO2設備
- ・熱利用設備 等



お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233
（浄化槽について）環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和8年度予算(案) 3,200百万円(3,450百万円)】
【令和7年度補正予算額 4,500百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、民間企業等が有する工場・施設・営農地等に対して再エネ設備の導入加速と柔軟な需給調整の実現を支援することにより、民間企業や地域の脱炭素化を着実に進めるとともに、分散型電力システムを構築して地域共生型エネルギー社会の加速化を目指す。

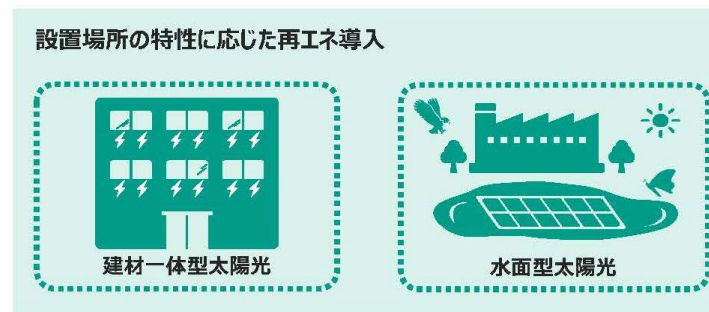
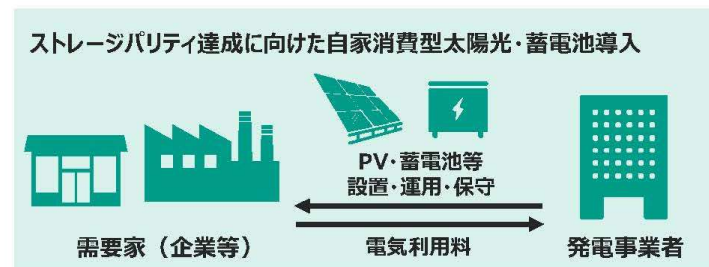
2. 事業内容

- (1) ストレージパリティ※の達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
※太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと
- (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 離島の脱炭素化推進事業
- (4) 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業
- (5) 新手法による電力融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業／委託事業 (メニュー別スライドを参照)
- 委託先及び補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
(1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ※の達成を目指す。

※太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、CO2削減に加え、停電時に電力使用を可能とし、電力系統への負荷も低減できる。蓄電池を活用することで、その効果を高めることもできる。また、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAというサービスも出てきている。これらを踏まえ、本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じ、ストレージパリティの達成を目指す。

① ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（補助）

オンサイトPPA等による業務用施設・産業用施設等への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）。

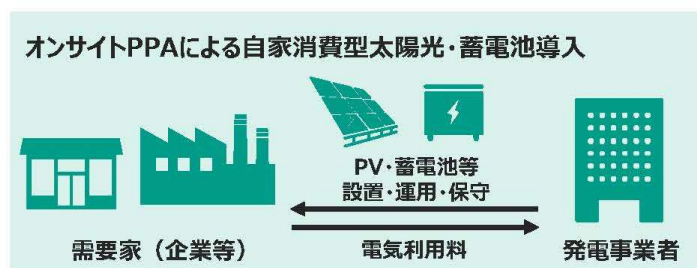
② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業（委託）

太陽光発電設備・蓄電池の導入加速化や、ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- **事業形態**：①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
②委託事業
- **委託先及び補助対象**：民間事業者・団体等
- **実施期間**：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



太陽光発電設備・蓄電池の補助概要

	太陽光発電設備	定置用蓄電池
PPA リース	5万円/kW	補助対象経費の1/3
購入	4万円/kW	

※蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること
 ※EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

「脱炭素×復興まちづくり」推進加速化事業



【令和8年度予算（案） 500百万円（新規）】



福島での「脱炭素社会」と「復興まちづくり」の同時実現を通して着実な復興を支援します。

1. 事業目的

震災や原子力災害により大きな影響を受けた福島県内の市町村では、ゼロカーボンシティ宣言を積極的に行うなど、環境に配慮したまちづくりへの取組が進められている。一方、住民の帰還や産業の再建が道半ばであり、今後、脱炭素社会を進めつつ、復興まちづくりの実現を目指すことは容易ではない。このため、2050年カーボンニュートラルの実現、「脱炭素」に関連した新しいまちづくりに向け、事業の創出や、地方公共団体、民間事業者等が実施する設備導入等に対する支援を行う。

2. 事業内容

(1) 「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助

福島県が策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」や自治体等が宣言する「ゼロカーボンシティ」で示された方針に沿って、当該市町村が2040年又は2050年を見据えた再生可能エネルギーの利用促進に関する目標と具体的取組を定めた構想等の策定（又は策定予定）を要件とし、地方公共団体や民間事業者等が行う「計画策定」または「自立・分散型エネルギーシステム」に対し補助する。

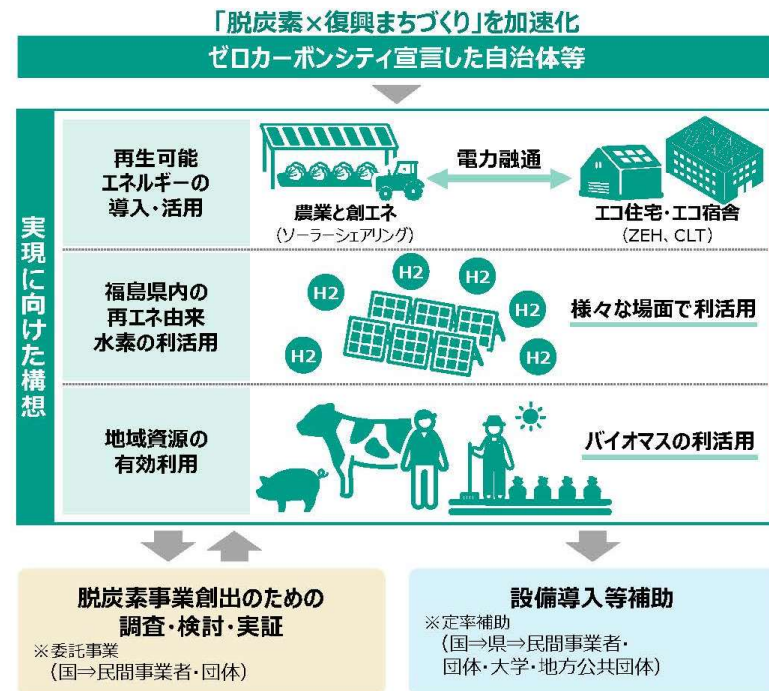
(2) 「脱炭素×復興まちづくり」に資する調査・検討・実証

地方公共団体や民間事業者等によるモデル性のある事業創出に向け、避難指示解除や復興まちづくりの進捗状況に合わせて被災地の地域資源や地域特性等を最大限活用した脱炭素化の取組に資する調査・検討を行う。また、それら調査・検討結果を踏まえ、地域課題解決に資する脱炭素関連技術等の実証事業を支援し、地域に根差した脱炭素事業の創出を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) 間接補助事業 ①計画策定（2/3 上限1,000万円）②設備導入（1/4～5/6 上限2億円）
(2) 委託事業
- 補助対象・委託先： (1) 福島県（民間事業者・団体・大学・地方公共団体への間接補助）
(2) 民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 福島再生・未来志向プロジェクト推進室 電話03-3581-2788

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和8年度予算（案） 6,700百万円（3,820百万円）（※3年間で総額3,000百万円の国庫債務負担）】
 【令和7年度補正予算額 4,800百万円】

業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）
 - ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
 - ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
 - ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
- (2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
 - ①ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
 - ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
 - ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
- (3) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
- (4) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）
- (5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）
 - ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
 - ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業
- (6) サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - 委託先及び補助対象
 - 実施期間
- メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 ほか 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）



業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

②既存建築物のZEB化普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業等

◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

◆補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（①②2/3～1/6（延べ面積に応じて上限3～5億円）③1/2（上限100万円））
- 補助対象：地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4
- 実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物		既存建築物	
		事務所等 以外※1	事務所等 ※2	事務所等 以外	事務所 等
2,000㎡ 未満	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 対象外	1/4 1/5 対象外	2/3 1/2 対象外	1/3 1/4 対象外
2,000㎡～ 10,000㎡	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 1/4	1/4 1/5 1/6	2/3 2/3 2/3	1/3 1/3 1/3
10,000㎡ 以上	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready ZEB Oriented	1/2 1/3 1/4 1/4	1/4 1/5 1/6 対象外	2/3 2/3 2/3 対象外	1/3 1/3 1/3 対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の建築用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区を除く。（建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区も対象）

※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外

お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
(2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）



建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※ ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

2. 事業内容

① ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。

- ◆ 補助要件：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等
- ◆ 補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3

② 低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。

- ◆ 補助要件：①に加え低炭素型の建材を導入すること 等
- ◆ 補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用

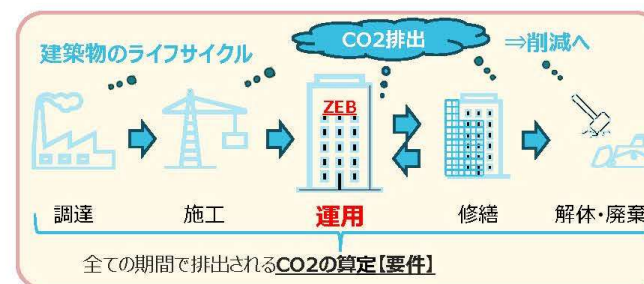
③ ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①②間接補助事業（55%～21%（上限5億円））③委託事業
- 補助対象及び委託先：地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率 (%)	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。
 ※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。
 ※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。
 ※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。
 ※5 ①②について、延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
(3) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）



水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化設備の導入支援や更なる再エネ活用に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

水インフラ（上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む。）、ダム施設等）における脱炭素化設備の導入、再エネポテンシャルの活用、一層の再エネ導入に向けた技術実証を行うことにより、水インフラの脱炭素化の取組を促進する。

2. 事業内容

① 水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率：1/2、1/3）

水インフラへの一定規模以上の再エネ設備や、高効率設備やインバータ等の省エネ設備の導入※に対して支援を行う。

※省エネ設備の導入は、CO2削減率が15%以上30%未満の場合は補助率1/3、30%以上の場合は補助率1/2

② 水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率：1/2）

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

③ 水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）

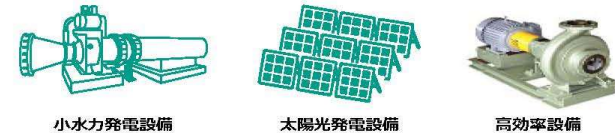
水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、既存の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。また、その運用面や維持管理面などの評価を行い、導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①②間接補助事業 ③委託事業
- 補助対象及び委託先：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

① 水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ

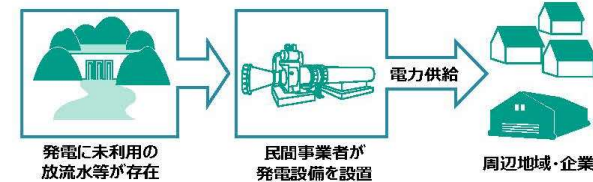


小水力発電設備

太陽光発電設備

高効率設備

② 水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ

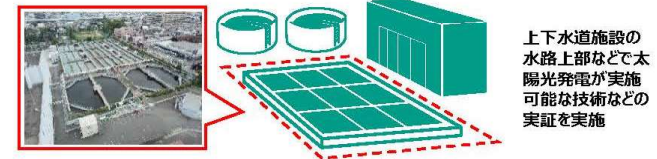


発電に未利用の放流水等が存在

民間事業者が発電設備を設置

周辺地域・企業

③ 水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業



上下水道施設の水路上部などで太陽光発電が実施可能な技術などの実証を実施

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室/水・大気環境局環境管理課 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
(5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）



業務用施設に高効率設備等を導入支援することにより、省CO2化と熱中症対策・レジリエンス向上を行います。

1. 事業目的

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等を導入支援することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

2. 事業内容

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業（一部国土交通省連携事業）

1. **クーリングシェルターの普及に向けた高効率空調導入支援事業**
 既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルターの普及を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：1,000万円）
2. **民間建築物等における省CO2改修支援事業**
 高効率機器への更新により既存民間建築物の省CO2化を図る事業を支援する。
 （補助率：1/3、上限：3,500万円）
3. **テナントビルの省CO2改修支援事業**
 オーナーとテナントがグリーンリース契約等を選び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。
 （補助率：1/3、上限：4,000万円）
4. **空き家等における省CO2改修支援事業**
 空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。
 （補助率：1/3、上限：1,000万円）
 ◆補助要件：各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

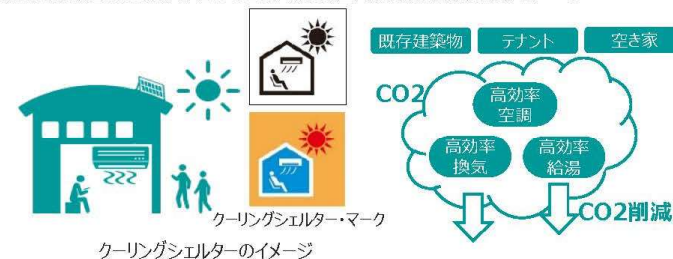
災害時の活動拠点やクーリングシェルターとしても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高性能空調、再エネ設備等の導入支援を行う。（補助率：1/3）
 ※コンテナハウス本体等は補助対象外。

3. 事業スキーム

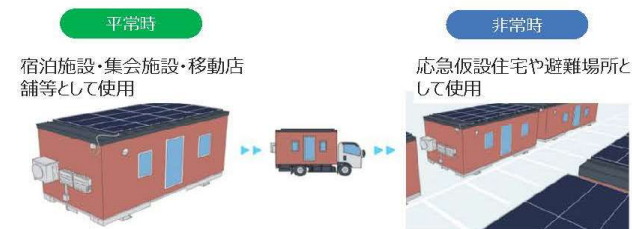
- 事業形態：間接補助事業
- 委託先：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341
 大臣官房 環境保健部企画課 熱中症対策室

Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業



【令和8年度予算（案） 1,500百万円（2,000百万円）】
※3年間で総額5,000百万円の国庫債務負担



バリューチェーンを構成する代表企業と取引先の中小企業等が連携して行う省CO2設備の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、バリューチェーンを構成する代表企業が、取引先である複数の中小企業等と連携してScope3の削減に資する省CO2設備を導入する取組を支援することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力の強化やGX市場の創造を図る。

2. 事業内容

脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、大企業では取引先のCO2排出量（Scope3）の削減の重要度が増している。そこで、代表企業と取引先である連携企業（中小企業等）が行う省CO2設備の導入を支援する。

主要要件：

- 代表企業が「GX率先実行宣言」を行っていること
 - 代表企業のScope3削減目標を踏まえて、代表企業と連携企業が、本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意※1を行っていること
- ※1 代表企業が大企業の場合は連携企業2者以上、中堅・中小企業の場合は連携企業1者以上と合意を行うこと

補助対象： 現在の設備に対して30%以上※2の省CO2効果が見込める設備の導入

※2 本事業で導入する設備全体で30%以上の省CO2効果を満たすこと
ただし、大企業は30%以上、中堅企業は20%以上、中小企業は10%以上の省CO2効果を満たすこと

補助率： 中小企業1/2

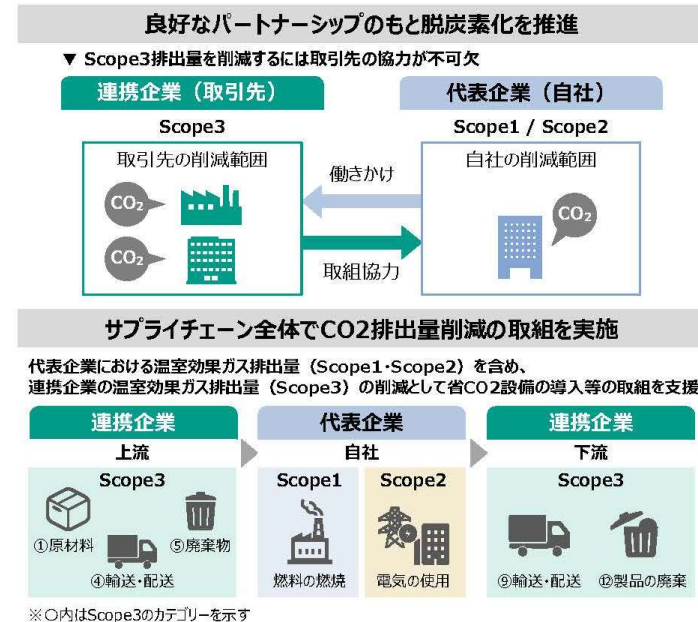
大企業1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2）

補助上限額・事業期間： 15億円（1事業者につき）、最大3カ年

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2、1/3）
- 補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和7年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）



【令和8年度予算（案） 5,786百万円（2,786百万円）】
【令和7年度補正予算額 3,500百万円】



中小企業等の工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、CO2排出削減を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押ししてCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し省CO2化の浸透を図ります。

2. 事業内容

- ① 省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）**
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組※1により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等※2を行う民間事業者等を補助金で支援する（3か年以内）。
※1 蒸気システム、空調システム、給湯システム、工業炉、CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外
※2 複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む
- ② DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）**
DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する（2か年以内）。
- ③ 工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）**
効果的なCO2削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①②間接補助事業（補助率：1/3、3/4）、③委託事業
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

① 省CO2型システムへの改修支援事業

補助事業の実施

補助事業の効果



設備導入により省CO2型システムへ改修

- ・ 脱炭素性能の高い機器の導入促進、長期間にわたる省CO2効果を発現
- ・ CO2排出量を毎年度モニタリングすることで省CO2効果を見える化
- ・ CO2排出削減の効果が高い優良事例を広く発信



② DX型CO2削減対策実行支援事業



データにより設備稼働の現状・課題を見える化

- ▶ 工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減
- ▶ データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定し、CO2削減

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341



【事業目的・背景・課題】

- 国立公園等の利用拠点は、良好な自然環境や文化・暮らし等旅行者を惹き付けるポテンシャルがある一方、インバウンドや高付加価値観光等に対応できておらず、また廃屋が魅力を低下させるなど旅行者が十分に魅力を体感できない状況。
- インバウンドの地方への誘客促進は喫緊の課題であり、インバウンドからも評価が高い国立公園等の優れた自然環境を誘客に生かすには、多様な主体の連携により利用拠点の滞在環境の上質化を図り、滞在体験の魅力向上を進める必要。
- 併せて、自然景観地の核心地においても、拠点建物のみならずその周辺環境も含めた滞在環境の上質化を図る必要。

【事業内容】

- 国立公園、国定公園※の利用拠点の上質化のため、地域関係者が策定する利用拠点計画に基づき、新たな民間投資を呼び込み、地域が一体となって面的な整備改善を図る取組を推進する。

(※インバウンド誘致に係る目標・計画を定めている国定公園に限る。)

1 利用拠点計画策定支援

- ①利用拠点計画 ②利用拠点整備改善計画

2⑥及び4は
国立公園のみ対象

2 利用拠点計画に基づく整備事業

- ①廃屋の撤去 ②インバウンド機能向上 ③まちなみの改善
- ④既存施設の観光資源化 ⑤引き算の景観改善
- ⑥利用拠点滞在環境改善事業

3 自然景観地の核心地の上質化事業

- ①建物の外装、内装、設備の改修 ②利用施設周辺の利用環境の上質化

4 国立公園ならではの宿泊施設整備改善事業【新設】

- ①ガイドラインに沿った建物の外装、内装、設備の整備・改修

【事業実施スキーム】

- ・事業形態：直轄事業（2のみ）、補助事業（補助率1/2※）
※利用拠点整備改善計画の策定支援は2/3
- ・請負先/補助対象：民間事業者、都道府県、市町村等
- ・事業期間：令和元年度～

【事業イメージ】



廃屋化した旧国民宿舎を撤去。公募により跡地への民間事業者参入が決定。



利用が低下していた施設をリニューアルし、観光拠点として滞在環境を上質化。

【令和8年度見直し内容】

- ・国と地域が連携して滞在体験魅力向上に重点的に取り組む利用拠点において、環境省所管施設の上質化に資する直轄整備・改修等を行えるように拡充
- ・滞在体験魅力向上に重点的に取り組む利用拠点の計画区域においては、地域区分（特別・普通）に関わらず補助対象となるように拡充
- ・国立公園に準ずる優れた自然の風景地である国定公園にも対象を拡充
- ・核心地利用施設改修事業に、利用施設周辺の利用環境の上質化を追加
- ・国立公園ならではの宿泊施設実現のための補助事業の新設

【事業目的・背景・課題】

国立公園、国定公園等の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。また、国立公園では一定の英語解説文整備が進みつつあるものの、他の言語への対応は十分ではなく、また、国民公園、国定公園等においては多言語解説文整備が十分進んでいない。

訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高め、施設・エリアの満足度の向上を図るには、国立公園、国定公園、国民公園等の自然体験拠点を中心としたエリア一帯で取り組みを進めることが必要。

【事業内容】

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園、長距離自然歩道等に加え国民公園、世界自然遺産の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等についてICTなども活用し、観光庁ガイドラインの下で作成した英語等の多言語の解説文を活用しながら、多言語整備にかかる設計から媒体化まで行い、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

- (1) 国立公園等における多言語解説案内板・展示物等の整備
- (2) モバイル媒体と連携したICT技術による多様な多言語解説等
- (3) 事業実施の効率化にかかる業務
- (4) 同時音声翻訳技術の一部導入
- (5) 自治体・民間団体等による多言語整備への補助

【事業実施スキーム】

- ・事業形態：直轄事業・補助事業（補助率：2/3）
- ・請負先/補助対象：民間事業者/地方公共団体・DMO・観光協会等

【事業イメージ】



【令和7年度見直し内容】

- ・野生生物関係施設の多言語解説整備
- ・魅力的な多言語解説整備のための地域支援等
- ・同時音声翻訳技術の一部導入



ウェルビーイング観光推進事業

令和8年度予算(案)
3.0億円(1.5億円)

【事業目的・背景・課題】

- 我が国固有の**五感で感じる水や音、かおり等の自然資本(良好な環境)**は、**歴史・文化等の主要な構成要素**であり、さらに、**日本独自**のものとして、インバウンドの素材として重要。
- しかし、こういった地方観光の核となる素材が、観光地域作りに**有効に活用されていない(見出されていない)ケースが多く**あり、今後の地方観光の活性化に向けて、これら眠った資源の磨き上げやツアー造成等は喫緊の課題である。
- また、インバウンド客の増加により、ごみの量やぼい捨てが増加し、観光地の魅力や資源を損ない、旅行者の満足度を下げるとともに、風雨等によるごみの移動を通じて、他の観光地にも影響を広げることが懸念されている。
- そこで、**水・大気・土壌といった自然資本を活かした観光施策**とポイ捨てごみの発生抑制や回収等の対策のコンテンツ化等に取り組み、**インバウンド誘客を促進し、持続可能・リジェネラティブな観光地域作りを達成**する。

【事業内容】

(1) ウェルビーイングな観光地域づくりモデル事業

- ・インバウンド誘客に資する自然資本の磨き上げとその利活用を支援し、保護と利用が好循環する環境ウェルビーイングツーリズムの推進を図る

(2) ウェルビーイングな観光地域づくりに向けた共創・ボトムアップ事業

- ・観光地域づくりに取り組む地域同士のノウハウ共有や、取組に関心のある企業等とのマッチングの場を提供(共創事業)
- ・観光地域づくりに取り組む意欲はあるものの体制等が整っていない地域向けの研修会や有識者派遣、個別相談会等を実施(ボトムアップ事業)

(3) ウェルビーイング観光地のプロモーション

- ・磨き上げを行ったウェルビーイングな観光地のプロモーションを実施。

(4) ぼい捨てごみ等発生抑制・対策推進モデル事業

- ・インバウンド客による観光地のポイ捨てごみの発生抑制や、誘客に資する海ごみ等を活用したコンテンツ化等の対策の検討・実施と効果検証を地域一体となって実施

(5) ぼい捨てごみ等発生抑制・対策の全国展開検討

- ・全国の観光地でインバウンド誘客のためのぼい捨てごみ等の発生抑制や対策を進めるためのガイドライン・事例集等の検討や情報発信を行う

【事業実施スキーム】

- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先/補助対象：請負先：民間事業者、DMO 等
- ・事業期間：(1)～(3) 令和7年度～、(4)～(5) 令和8年度～

【事業イメージ】



自然資本の磨き上げ(多言語対応等)やプロモーションを行うことで、インバウンド誘客につなげるとともに、保護と利用が好循環する環境ウェルビーイングツーリズムを推進



河川・海ごみの回収を水上アクティビティとして実施(カヤックツアー)や、インバウンド向けリサイクルボックスの開発・設置

エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業



【令和8年度予算(案) 60百万円(20百万円)※】

※国際観光旅客税財源を含む

持続的かつ魅力的な地域作りに向け、エコツーリズム推進協議会による全体構想策定や資源調査等のエコツーリズム推進の取組を支援します。

1. 事業目的 国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対し、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1/2を支援。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金・補助金(補助率1/2、定額)
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り(地域の合意形成)
- ・ガイド等の人材育成



- ・魅力的なツアープログラムづくり(安全管理、環境への配慮含む)

お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271

事業目的・背景・課題

- 一部の地域・時間帯における観光客の過度な集中やマナー違反問題など、我が国における観光課題が顕在化している状況。
- インバウンドの更なる受入れに対する国民の不安を払拭し、観光を我が国における「戦略産業」として持続的に発展させていくためには、局所的・短期的な対応が中心となっていたこれまでの対策に加えて、地域の方々の理解の下、中長期的な視点からより実効性のある面的な対策を一層促進していく必要がある。

事業内容

①補助事業

- 地域における観光施策のとりまとめ・旗振り役である**地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり**、各地域が現在直面している課題／今後抱える課題に**地域一体で行う様々な取組※₁を面的・総合的に支援する**。また、民間事業者をはじめ、個別の受入環境整備に係る取組についても、きめ細やかな支援を行う。
※1 調査・実証に係る取組を含む
- 特に、ソフト的・対症療法的な対策のみならず、中長期的な視点から安定的・持続的に支援できるよう、**複数年にわたる取組についても支援することとする**。また、**検討段階から観光庁・地方運輸局が伴走支援を行い**、地域の方々の理解の下、**より実効性のある対策の加速化を図っていく**。

②調査事業

- 我が国における観光課題の情報を収集し、生じている地域・エリアに提供することで、スピード感をもった対策の造成を支援するほか、多様な媒体を通じたマナー啓発、手ぶら観光サービスの普及・浸透に向けた調査等を実施する。

事業スキーム

- ・事業形態：①間接補助事業（補助率 2 / 3（補助上限額：2億円）、1 / 2（補助上限額：0.5億円）、②調査事業等
- ・補助対象・請負先：①国→民間事業者→地方公共団体、登録DMO、民間事業者等 ②民間事業者等
- ・事業期間：令和8年度～

担当課室：観光庁 参事官(外客受入)

事業イメージ



地域一体となった持続可能な観光地域づくりの推進

国土交通省 観光庁
令和8年度予算額 1,879百万円
※令和7年度補正予算も活用

事業目的・背景・課題

- インバウンドが堅調な成長軌道にある中で、我が国では観光立国推進基本計画の下、“**持続可能な観光**”に係る取組が全国各地で進められているといえる水準まで増加してきたところ。世界市場における“持続可能な観光”に対する関心は引き続き高まる中で、取組を更に普及・深化させていくことが必要。
- 特に、自治体、DMO（観光地域づくり法人）、観光関連事業者、地域住民など、多様なステークホルダーが協力し、観光地としての価値を最大化しながら取り組むことが、持続可能な観光地経営に当たって重要であり、**各地域における協力体制の構築・強化、データを活用した観光ビジョン・計画の見直し/具体化等に取り組んでいく必要がある。**

事業内容・事業イメージ・事業スキーム

① 地域一体となった持続可能な観光地経営の推進

観光産業の持続的な発展に向けて、各地域の観光資源等の魅力や課題及びその原因等を可視化するとともに、住民を含めた多様なプレイヤーの座組の下、将来の観光地像を描き、そこに向けた施策・ロードマップの策定といった観光地経営のフロー基盤の構築・強化について、必要な支援の在り方等について調査を行う。

- ・事業形態：調査事業等 ・請負先：民間事業者
- ・事業期間：令和4年度～

持続可能な観光地経営フロー



② 観光交通確保に向けた受入環境整備

地方の観光地を結ぶ路線バス等の二次交通について、地方への誘客や周遊円滑化に向けた基盤を整備するほか、入国から目的地までの移動を円滑に実施するための交通サービスの受入環境整備を支援する。

- ・事業形態：直接補助事業(補助率：1/2、1/3等)
- ・補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等
- ・事業期間：平成28年度～



観光需要を取り込んだ路線バスの運行



多言語表記

③ 観光地域振興無電柱化推進事業

観光における地域振興に向けた無電柱化の推進を図るための取り組み等を支援する。

- ・事業形態：間接補助事業（国→地方公共団体→電線管理者）
国は補助対象経費の1/2を補助対象事業者に補助、補助対象事業者は補助対象経費の1/2または2/3を間接補助対象事業者に補助
- ・事業期間：令和元年度～



④ 先進的なサイクリング環境整備事業

サイクルツーリズムを推進するため、訪日外国人に対応したサイクリング環境の整備を支援する。

- ・事業形態：直接補助事業(補助率1/2)
- ・補助対象：地方公共団体、協議会
- ・事業期間：令和2年度～



多言語案内看板



サイクルラックの設置

- 走行環境整備
- 受入環境整備
- 情報発信

※ その他、必要な調査・実証費を計上

担当課室：①観光庁 参事官(外客受入)、②国土交通省 総合政策局地域交通課、③国土交通省 道路局環境安全・防災課、④国土交通省 道路局参事官(自転車活用推進)

事業目的・背景・課題

- 訪日外国人旅行者数が増加する一方で、外国人延べ宿泊者数の約7割が三大都市圏に集中し、一部の地域や時間帯における観光客の過度な集中等の課題も顕在化していることから、地方誘客・地方分散の更なる促進が必要不可欠。
- また、観光の恩恵を地域全体に行き渡らせるためには、個々の事業者等による「点」での取組のみならず地域一体となった「面」での観光地域づくりの取組を推進することが重要。
- このため、観光地域づくり法人（DMO）が観光分野における地域の“司令塔”としての役割を果たせる体制整備・機能強化を図るとともに、中期的な目線に基づくより広域的な戦略の下、関係者とも連携し、地域の実情に応じた柔軟かつ弾力的な事業を推進することにより、地方誘客、地域周遊・長期滞在の促進を図る。

事業内容

1. ①【DMOの体制整備・機能強化事業】

観光地域づくりの司令塔となるDMOが行う以下の取組に係る費用を支援。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| a. 外部専門人材の登用 | b. 中核人材の確保及び育成に資する取組 |
| c. 安定的な財源・人材の育成に資する取組 | d. 業務DXの取組 |

②【広域連携観光促進事業】

地方公共団体、都道府県DMO・地域DMO、民間事業者と連携し広域連携DMOが策定する広域連携観光戦略に基づく取組を支援。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| a. 調査・戦略策定 | b. 滞在コンテンツの企画開発 |
| c. 受入環境整備 | d. 旅行商品流通環境整備 |
| e. 情報発信・プロモーション | |

2. 【優良モデルの構築と横展開】

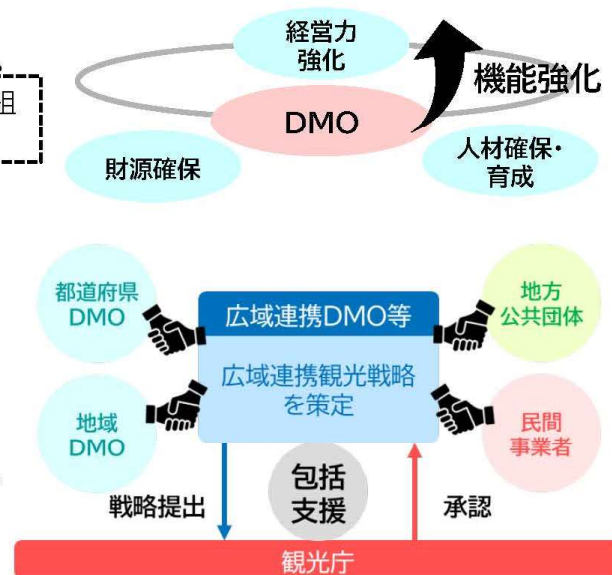
全国のDMOの優良モデルを構築するための集中的な支援を行うとともに、そのノウハウの横展開を図る。

事業スキーム

- ・事業形態：1. 間接補助事業 2. 調査事業等
- ・補助対象・請負先：1. 国→民間事業者→登録DMO、地方公共団体等 2. 民間事業者
- ・事業期間：令和8年度～

担当課室：観光庁 観光地域振興課

事業イメージ



事業目的・背景・課題

○地域資源を活用した観光まちづくりを更に推進するためには、地域のストーリーに基づく体験の拠点となる施設等の整備が必要。体験を創出する、又はその価値を高めるために必要な施設や、旅行者がその価値を感じることができる街並みの整備等を総合的に支援し、加えて、観光客が回遊するエリアと地域住民の生活圏が重なることによる混乱やトラブルを防止するため、観光客と地域住民の動線を分離する面的な環境整備も支援。旅行者の訪問動機を高め、地方分散を促進し、地域の回遊性や消費額の向上に寄与。

事業内容

面的かつ一体的な環境整備の取組内容

- ①地域資源を活用した観光まちづくりの推進
歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備等を支援
- ②歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備
街並みの高質化、観光インフラ整備、建造物の改修等、環境整備のためのビジョン・戦略策定※1、整備効果促進※2等
- ③地域資源の観光活用に係る調査
地域の観光資源の多様な組合せを活用した観光まちづくりを推進するための調査

● 地域要件

②は、歴史まちづくり法に基づく、国の認定を受けた歴史まちづくり計画に位置付けられた重点区域に限る（※1については歴史まちづくり計画作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村を含む）。

事業スキーム

- ・ 事業形態：①間接補助事業 ②直接補助事業及び間接補助事業 ③調査事業等
- ・ 補助率、補助上限：①1/2、最大200百万円、②1/2（※1と※2については10/10、最大10百万円）③10/10、最大10百万円
- ・ 補助対象・請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者等（②は歴史まちづくり計画認定自治体内の者等に限る）
- ・ 事業期間：令和元年度～

事業イメージ

歴史的資源の例
食資源の例

面的かつ一体的な観光まちづくり

歴史的建造物等
郷土料理、酒蔵等

道路の美装化
体験施設の整備
休憩場所
案内所の整備

体験の拠点となる施設等の面的整備 & インバウンドの分散化

歴史的なまちなみの面的な整備
回遊動線
既存動線
動線整備

里山、森林等
自然資源の例
文化コンテンツ等
文化資源の例

担当課室：①・③観光庁 観光資源課、②国土交通省 都市局公園緑地・景観課

事業目的・背景・課題

- 世界的なデジタルノマド市場の拡大に呼応し、日本でも令和6年4月よりデジタルノマド向けの在留制度が施行。今後、観光ビザの期間を超えた**ロングステイのデジタルノマドの増加**が見込まれる。デジタルノマドは、**長期滞在に起因する滞在期間全体での消費額の高さ**に加え、実業家等も含むビジネスインバウンドであり、**対日投資の拡大や日本企業とのビジネスマッチング機会の創出**も期待される存在。
- ビザ新設の効果の最大化を図るためにも、『ロングステイのビジネスインバウンド』であるデジタルノマドの特性を踏まえた対応が必要。具体的には、長期滞在に適した受入環境・体制の整備、デジタルノマドに訴求する観光コンテンツの造成、SNSネットワークが中心のデジタルノマド向けプロモーション戦略の展開等、**デジタルノマドのニーズに即した観光地域づくり**を総合的に進める必要がある。

事業内容

①調査事業

デジタルノマドの誘客に先進的に取り組む以下のようなモデル事例を選定し、デジタルノマドの志向・特性に応じた取組を総合的に実施。

- 東京/大阪×地方の二地域連携による周遊の仕組み化
- 高収入層デジタルノマドを対象とした受入戦略の高度化
- 観光ビザの滞在期間(90日)を超える長期滞在促進に向けた環境・体制の整備
- 企業に属するデジタルノマドを対象とした新たな誘致スキームの構築
- 上記に比肩する先進的な取り組み(誘客手法や経済効果)

②補助事業

デジタルノマド受入れに必要な環境・体制整備を支援(施設改修・整備、設備導入・物品購入等)

事業スキーム

- ・事業形態：①調査事業等
②直接補助事業（補助率1/2、上限7百万円）
- ・補助対象・請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者等
- ・事業期間：令和7年度～

事業イメージ



リモートワークでの長期滞在



地域資源を生かしたアクティビティ



コワーキングスペース等の整備



共同キッチン・ラウンジ等の整備

パーク&レールライドによる観光地の混雑緩和事業

令和8年度予算額 875百万円



事業目的・背景・課題

- インバウンドの増加によるオーバーツーリズムが全国各地で顕在化している中、2030年訪日外国人旅行者数6,000万人の実現のためには、観光地における混雑の緩和を見据えた更なる対策が求められている。
- 特に、観光地の交通渋滞を緩和するためには、大量輸送機関である鉄道を活用したパーク&レールライドによる自動車の流入抑制が有効である。また、こうした取組をより効果的に行うためには、同時に、鉄道利用者の増加に伴う駅の混雑緩和に資する取組や、鉄道路線そのものの輸送力を向上させるための対策も必要である。

事業内容・事業イメージ

- パーク&レールライド駐車場の整備（①）や、その利用促進に要する経費（②）を支援。
- ①又は②の実施を要件に、鉄道利用に伴う人流の混雑緩和を目的とする駅の改修（③）や車両の増結・増便等（④）に要する経費を支援。



①駐車場の整備

観光地の周辺エリアに整備することで、観光地への車両の流入を抑制



②利用促進

パーク&レールライド駐車場の利用促進に資する企画乗車券を作製



③駅の改修等

改札の拡充や待機用スペースの確保等、混雑緩和に資する設備を整備



④車両の増結・増便等

輸送力の向上や警備員による入場規制等、混雑を見据えた対策を実施

事業スキーム

○事業形態：直接補助事業

○補助率：1/2

①…補助上限 20百万円*

*複数の市町村がパーク&レールライドに協力して取り組む場合は100百万円

②…補助上限 10百万円

③…補助上限 100百万円

④…補助上限 50百万円

○補助対象事業者

・鉄軌道事業者（JR本州3社除く）

・協議会*

*活性化法定協議会、自治体と鉄軌道事業者が当該事業を実施するために組成したもの等

担当課室：国土交通省 鉄道局鉄道サービス政策室

事業目的・背景・課題

- 観光は我が国の成長戦略の柱であり、地域の活力の基盤。インバウンドが三大都市圏に集中している中、地方への誘客を強力に推進することで2030年6000万人の目標を達成するとともに、地方経済の活性化につなげる必要。
- 地方への誘客をより一層促進する上では、ローカル鉄道を「地域の足」「観光の足」として持続可能性を高めるとともに、観光資源そのものとして磨き上げ、活用することにより、目的地のみならず、移動手段そのものの魅力も高め、快適で満足度の高い移動とすることが必要であり、ひいては地域としての観光の魅力を向上させることが重要である。

事業内容

- インバウンドの地方誘客を推進するため、ローカル鉄道を「地域の足」「観光の足」として持続可能性を高めるとともに、観光資源そのものとして活用した地域ぐるみでの取組を支援する。
- 具体的な補助対象事業は以下のとおり。
 - ①インバウンド誘致のために地域と連携して実施する取組に係る経費（委託費、広告宣伝費、開発費等）
 - ②インバウンドの受入に対応した施設等の整備に関する経費（工事費、設計費等）

事業スキーム

- ・事業形態：直接補助事業
 - (①については400万円まで定額、超える分は補助率 1/2 (JR本州3社又は大手民鉄の路線 (大都市圏は対象外) は1/3)
 - (②については補助率 1/2 (JR本州3社又は大手民鉄の路線 (大都市圏は対象外) は1/3))
- ・補助対象：自治体、鉄道事業者等
- ・事業期間：令和8年度～

事業イメージ

メニュー①の事例



(沿線地域と連携した旅行商品の造成)



(地元の食材や沿線風景を楽しむ列車等の企画・商品造成)

メニュー②の事例



(観光資源化を目的とした駅舎整備)



(観光列車)

事業目的・背景・課題

- 外国人旅行者の地方誘客が課題となるなか、基盤的受入環境として地域の観光資源の多言語解説文の整備が不可欠だが、地域においては、**多言語で整備されていない、整備されていても外国人の理解や関心を踏まえた情報になっていない、文法や表現に違和感があり正しく伝わらない**など地域資源の本質的な魅力が届かない問題点が指摘されている。
- 本事業では、世界遺産や国宝・重要文化財、国立公園等をはじめとする地域の様々な観光資源について、日本の背景情報に詳しくない外国人旅行者にもわかりやすく、地域の魅力が伝わるよう、**単なる日本語の直訳ではなく、ネイティブ人材を活用して質の高い解説文を作成するとともに、そこから得られたノウハウ・知見を活かし、今後の解説文作成効率化や幅広い地域への技術展開を視野に、AI等を活用した解説文作成手法の検討・検証**を行い、地域における多言語解説の整備を促進する。

事業内容

- ①地方公共団体やDMO等の地域の関係者等からなる協議会を通じて、世界遺産や国宝、国立公園等をはじめとした地域の観光資源について、英語のネイティブライター等の専門人材を活用した外国人目線でのわかりやすく魅力的な英語の解説文作成を行う。また、これを踏まえた中国語及び韓国語の解説文の作成を行う。
- ②①で作成した解説文やスタイル・校正データ等をAIに学習させるなどにより、解説文作成技術展開・効率化等に向けた手法の検討及び実効性の検証調査を行う。

事業イメージ



事業スキーム

- ・事業形態：調査事業等
- ・請負先：国→民間事業者→地域協議会等
- ・事業期間：平成30年度～

担当課室：観光庁 観光資源課

事業目的・背景・課題

- インバウンドが堅調な成長軌道にある中で、ベジタリアン・ヴィーガン等の多様な食習慣や文化的慣習を持つ方々の来訪も増加する傾向にあると推察される。こうした方々の周遊促進・消費拡大に向けて、食の提供機会の創出・拡大や環境整備等を推進する必要。
- 飲食・宿泊をはじめとする面的な受入環境の整備やニーズに合わせた高付加価値なサービスの提供等による地域一体の取組を促進するため、地域の観光関係者の連携による優良モデルを構築することを目的とする。

事業内容

○モデル実証【調査事業】

- 多様な食習慣・文化的慣習を持つインバウンドの誘客、周遊促進・消費拡大に向けて、地方公共団体、DMO、飲食業、宿泊業、旅行業等の観光関係者が連携して面的な旅行環境整備に取り組む**モデル実証**を行う。
 - ・想定する多様な食習慣・文化的慣習の例：ベジタリアン・ヴィーガン等
 - ・安心して旅行できる受入環境整備に加え、地域における滞在時間の増加や消費拡大に資するコンテンツ造成や情報発信等を併せて実施
(例：日本食らしさを備えたヴィーガン対応メニューの開発、対応可能な飲食店等の情報発信等)
- また、多様な食習慣・文化的慣習を持つ外国人旅行者への基礎的な対応に関する理解の促進や他地域における先進事例等を横展開するべく、**自治体・事業者向けセミナーを開催**する。

事業スキーム

- ・事業形態：調査事業等
- ・請負先：民間事業者
- ・事業期間：令和6年度～

担当課室：観光庁 参事官(外客受入)

事業イメージ

モデル実証プロセス

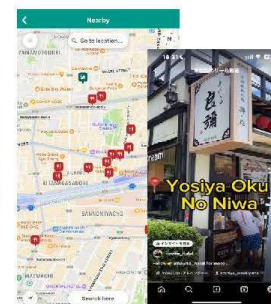
- 地域の観光関係者※が多様な食習慣・文化的慣習等に対応した**観光計画(事業実施計画)**を策定
※地方公共団体、DMO、飲食事業者、宿泊事業者、旅行業者、商店街・土産物屋等
- 観光庁において計画を採択、**専門家による伴走支援等を通じた実証事業**を実施



取組内容例



ヴィーガン対応メニューの開発



Map整備やSNS等を活用した情報発信



体験コンテンツ、周遊ツアーの造成

事業目的・背景・課題

- 地方の温泉街の中心地などでは、かつて団体旅行向けに建築された規模の大きい旅館の廃墟等が存在。
- 当該土地では、例えば、個人旅行者向けにダウンスケールした旅館等であれば十分に事業性が成立しうる場合でも、廃旅館等の大きく堅牢な建物の解体・減築に要する費用が新たな宿泊事業に比して過大となってしまうために、再生が進められないケースがみられている。
- このようなボトルネックに対応するため、温泉街の中心地などで廃旅館等を撤去・減築し、新たな旅館の再生を行う事業への支援措置を創設し、旅館等の再生を契機とした「まちのにぎわい再生」「地方誘客の促進」を図る。

事業内容

- 温泉街の中心地などで廃旅館等を撤去・減築し、新たな旅館の再生を行う事業に対する支援

(具体的な補助対象事業)

- ①中心地における廃旅館等の堅牢な建築物の撤去・減築費
—原則として再生後は宿泊施設等に供されるものに限る。
- ②上記①に併せて行う相乗効果を生む取組に要する費用
(例:旅館等の再生に併せて行う周辺の廃屋撤去・減築等)
—撤去後は観光施設等に供されるものに限る。

※市町村等による新たな旅館等を含んだエリア再生計画の策定が要件。

(計画事項イメージ)

- ・地域の将来に向けた観光のあり方(観光客数の目標等具体的指標)
- ・廃屋跡地の利用指針、減築後の再生方針等

事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業（補助率 2/3）
- ・補助対象：国→民間事業者→地方公共団体、宿泊事業者
- ・事業期間：令和8年度～

担当課室：観光庁 観光産業課

事業イメージ

● 廃旅館の撤去・減築による再生の例



(群馬県水上温泉の例)

- ・かつての団体向けに建てられた旅館が事業停止に至る。
- ・廃屋の撤去・減築費が巨額なために、当該土地の再生が困難となっていた。

オーバーツーリズム対策等観光交通確保事業

事業目的・背景・課題

- 公共交通機関等におけるオーバーツーリズムを未然防止・抑制する上で、受入環境の整備や、地方部等における観光交通の充実が急務。
- 入国から地方部の観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、**観光客の受入れと地域住民の生活の質の確保を両立するための環境を整備**するほか、地域の輸送資源やデジタル技術を活用して、**旅行者の観光交通確保を強力に推進**する。

事業内容

① 地域住民と観光客の移動環境の整備

既存の公共交通機関等について、地域住民や観光客が快適に活用できる環境を整備するため、大きな荷物を持った旅客対応やキャッシュレス決済の普及等に関する取組を支援する。

② 観光地における二次交通の高度化

地方部等における観光二次交通を確保するため、日本版／公共ライドシェアの導入等、観光地における二次交通の高度化を支援する。



インバウンド対応型タクシー



キャッシュレス決済



快適な
乗り場環境整備



観光客向け
公共ライドシェア



複数の旅館による
送迎車両の共同運行



列車到着にあわせて
タクシーを手配

事業スキーム

- ・ 事業形態：直接補助事業 or 間接補助事業（補助率 ①1/3等、②2/3）
- ・ 補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者 等

地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業

国土交通省
観光庁
令和7年度補正予算額
880百万円

事業目的・背景・課題

- 災害の激甚化・頻発化や訪日外国人旅行者の増加に伴い、訪日外国人旅行者が、旅行中に災害に遭うケースや医療機関を受診するケースの増加が見込まれる。
- 更なる地方誘客促進に向けて、訪日外国人旅行者が日本各地を安全・安心に訪れることができる旅行環境整備が必要であり、地域における観光客を含めた危機管理体制の検討・構築、クマの出没情報など多言語での正確な情報発信、観光施設等における非常時対応機能強化、医療機関におけるキャッシュレス決済等の整備等を推進する。



事業内容

- ①【補助事業】地域における観光危機管理計画の策定補助
 - ・各地域における訪日外国人旅行者を含めた観光客に対する災害時の対応方針等の計画策定を支援する（既存の地域防災計画等について観光に関する記載を追記・拡充する対応も支援対象）。
- ②【補助事業】観光施設等の避難所機能・多言語対応機能の強化
 - ・訪日外国人旅行者等の安全・安心確保のため、観光施設等における非常用電源装置や災害用ドローン、熱中症対策設備等の整備、クマの出没情報など多言語での正確な情報発信の環境整備等を支援する。
- ③【調査事業】訪日外国人旅行者に向けた医療保険加入促進等
 - ・訪日外国人旅行者が滞在中に安心して医療機関を受診できるよう、旅マエ・入国の際における医療保険加入の促進に向けた調査事業等を実施する。
- ④【補助事業】医療機関の訪日外国人患者受入機能の強化
 - ・訪日外国人旅行者が医療機関を受診する場合の利便性向上に向けて、キャッシュレス決済の導入、医療機関内の多言語化等の環境整備を支援する。

事業イメージ



非常用電源装置



熱中症対策設備



災害用ドローン



キャッシュレス決済環境



多言語による情報発信

事業スキーム

- ・①：直接補助事業（都道府県の場合：補助率2/3、上限500万円。市区町村の場合：補助率1/2（市区町村が所在する都道府県が策定済み又は策定予定とみなせる場合には、補助率2/3）、上限500万円。 直接補助対象：地方公共団体、DMO
- ・②：直接補助事業（補助率1/2） 直接補助対象：民間事業者、地方公共団体、DMO等
- ・③：調査事業等 請負先：民間事業者
- ・④：直接補助事業（補助率1/2） 直接補助対象：民間事業者等

担当課室：観光庁 参事官(外客受入)

事業目的・背景・課題

- インバウンド需要は増加傾向にあるが、訪日外国人旅行者は都市部をはじめとする一部地域に偏在している状況が続き、オーバーツーリズムが顕在化。訪日外国人旅行者は、諸外国滞在時と比べて娯楽サービス費支出が低く、旅行者の観光需要への対応が不十分となっている。
- 観光による経済効果を全国津々浦々に波及させ、観光消費を効果的に拡大させるとともに、持続的な地方誘客によりオーバーツーリズムの解消につながるよう、地域において観光コンテンツの供給を促進するとともに、観光の付加価値を高めるガイド人材の質的向上が必要である。

事業内容

- 需要分散に資する観光コンテンツの供給に向けた取組を支援する。具体的には、
 - 多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援
 - インバウンドのニーズを踏まえ、品質を高めた高単価な観光コンテンツや、地域産業への波及効果が期待できるガストロノミー分野の観光コンテンツ等を重点的に支援
 - その際、継続的な販売につながるよう、デジタル上での効果的な情報発信等を促進
- 観光コンテンツとガイドの一体的な質的向上に向け、コンテンツに応じたスキル・研修設計、ガイドの評価制度と報酬体系の構築のあり方、ガイドの可視化手法等について調査する。

【支援対象事業】

- ① **新創出型** 地域資源を活用した観光コンテンツの造成、効果的な情報発信や販路開拓等を支援
- ② **品質向上型** より高単価なインバウンド向けのオプションルツアー等の造成に向け品質向上等の取組を支援
- ③ **分野特化型（ガストロノミー）** 地域の食資源を活用し、幅広い連携により、地域の食文化を体感できる質の高い観光コンテンツの造成、販路開拓等を支援

事業スキーム

- 事業形態：調査事業等、間接補助事業
 - ① 新創出型：400万円まで定額、400万円を超える部分は事業費2,100万円まで補助1/2（最低事業費 600万円）
 - ② 品質向上型：800万円まで定額、800万円を超える部分は事業費4,200万円まで補助1/2（最低事業費1,200万円）
 - ③ 分野特化型（ガストロノミー）：400万円まで定額、400万円を超える部分は事業費2,500万円まで補助1/2（最低事業費 600万円）
- 補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等

担当課室：観光庁 観光資源課

事業イメージ

地域資源を活かした
観光コンテンツの造成



文化資源の活用
(伝統工芸)

品質を高めた高単価な
観光コンテンツの造成



地域の伝統行事の活用

ガストロノミー分野における観光コンテンツの造成

<地域一体的な食文化体験>



生産現場と食体験の連動



伝統工芸品での
高品質な食体験

コンテンツとガイドの一体的な質的向上

- 以下の取組のあり方について調査
- ・ コンテンツに応じたスキル・研修設計
 - ・ ガイドの評価制度・報酬反映体系の構築
 - ・ コンテンツとガイドのマッチングシステム構築
 - ・ 実践的研修の実施

全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業

国土交通省
観光庁
令和7年度補正要求額
1,200百万円

事業目的・背景・課題

- コロナ禍を経て国内観光需要が回復しインバウンドが増加する中、DXを通じた観光地の多様なコンテンツの販路拡大による地域一体での消費拡大、観光産業の収益・生産性向上・賃金上昇の実現は、喫緊の課題である。
- 観光地・観光産業が抱える課題の解決に向けて、全国の観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上に資するデジタルツールの導入支援や、DX技術を活用した各地域の課題解決モデルの構築等を実施する。

事業内容

- ①観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上等に向けた支援
観光地におけるコンテンツの販路拡大・マーケティング強化や観光産業におけるレベニューマネジメント等の収益・生産性向上に資するデジタルツール（生成AI等）導入を支援。
- ②専門人材による伴走支援
DX推進に向けた計画策定時、デジタルツールの導入時、導入後の活用時等の各場面において、持続可能な観光地域づくりに向けたDX専門人材による伴走支援を実施する。
- ③データ活用による観光課題解決と消費拡大モデルの創出
地方誘客、オーバーツーリズム対策、インバウンド消費拡大、防災・減災等が課題とされている観光地・観光産業において、これらの課題をデータ活用により解決し、消費拡大との両立を目指すモデルを創出する。

事業スキーム

事業形態：①②間接補助事業(①上限1,500万円、補助率1/2、②定額(上限800万円))、③調査事業等
補助対象・請負先：①②国→民間事業者(事務局)→DMO等、③民間事業者(コンソーシアム)

担当課室：観光庁 観光産業課

事業イメージ

デジタルツールの導入支援



キャッシュレス
決済



体験・アクティビ
ティ予約・在庫管理

専門人材による伴走支援



DX活用に向けた計画策定・伴走支援



ユニバーサルツーリズムの促進に向けた環境整備

令和7年度補正要求額
4,000百万円



事業目的・背景・課題

- 国内旅行市場は、人口減少が進む中、コロナ前の約10年間、旅行者数・消費額とも横ばいで推移しており、国内外における新たな交流市場を開拓する取組が求められている。
- 本年には、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、国内で高齢者が急速に増加し、かつ、訪日外国人旅行者においても高齢者、障害者、家族連れ等、客層の多様化が近年進んでいる。高齢者等の旅行需要を喚起するため、ユニバーサルツーリズム（誰もが気兼ねなく参加できる旅行）の普及・定着を目指す必要がある。
- 高齢者・障害者等が安心して旅行ができる環境を整備するため、バリアフリー化に必要な施設整備や設備導入を含めハード・ソフト両面からの支援など、国内外の旅行者を対象にユニバーサルツーリズムを促進することにより、需要の平準化や新たな交流市場拡大を進める。

事業内容

① ユニバーサルツーリズムの促進に向けた調査検討

旅行が困難な方の需要の掘り起こしのための調査を行うとともに、宿泊施設等と連携して、インバウンド客を含む高齢者・障害者等に応じた先進的な取り組みを支援し、ノウハウを共有する。

② ユニバーサルツーリズムの機運醸成に向けた取組

シンポジウム・セミナー等の開催により、ユニバーサルツーリズムの潜在需要等を広く発信し、社会全体におけるユニバーサルツーリズムの機運を醸成していく。

③ バリアフリー化に必要な施設整備等

高齢者等が気兼ねなく旅行に参加できる環境を整備し、ユニバーサルツーリズムを促進するために、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化に必要な施設整備や設備導入等を支援する。

事業イメージ



実際の現場を確認した上での専門家・当事者からの改善アドバイス



障害者や高齢者の利用時の困りごとに対する具体的なサポート研修



改修前



改修後

段差を解消して高齢者等が移動しやすくするために客室を改修

事業スキーム

- ・ 事業形態：①②調査事業等 ③間接補助事業（補助率：1/2 上限1,500万円（自治体と防災協定を結ぶ事業者は上限額を増額））
- ・ 補助対象・請負先：①②民間事業者 ③国→民間事業者（事務局）→民間事業者

担当課室：観光庁 観光産業課

事業目的・背景・課題

- コロナ禍を経た観光需要の急増に伴う人手不足は深刻であり、その解消は急務。観光需要を取り込み、インバウンドによる経済効果を最大限にするためにも、観光地・観光産業における省力化・省人化等の推進が不可欠である。
- 省力化設備や地域の複数の宿泊事業者による共同事業の設備への投資支援等といった短期的施策に加え、外国人材の確保・定着の支援や宿泊業における従業員の待遇改善策の検討など中長期的な対策を総合的に推進し、観光産業の基盤の維持・強化を促進していく。

事業内容

①省力化・省人化に向けた設備投資等

観光地・観光産業の省力化・省人化等を実現するために必要な支援を実施する。

- 地域一体となった効率化支援：観光地全体の効率化を行い、提供価値を向上させる為、共同設備（セントラルキッチン、温泉引湯管、従業員寮）の導入・改修等を支援。
- 省力化投資補助：省力化に資する設備（自動チェックイン機等）の導入を支援。
- 観光地経営人材育成支援：「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの充実等、経営の高度化を促進。

②観光産業の基盤の維持・強化に向けた調査等

深刻な人手不足を解消するため、優良事例の調査・横展開及び待遇改善取組の検討等を行う。

- 人材確保・定着の促進：特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、事業者の受入体制の強化等を実施。また、事業者や業種の垣根を超えた連携による有効活用策を検討。
- 経営力強靱化の促進：宿泊業の待遇改善等、経営上の課題を調査し、「宿泊業における高付加価値化のための経営ガイドライン」の改訂検討などを通じて、経営力強靱化の促進を図る。

事業スキーム

- ・ 事業形態：①直接補助事業 及び 間接補助事業（補助率1/2） ②調査事業等
- ・ 補助対象・請負先：①地方公共団体、民間事業者等（間接補助の場合は、国→民間事業者（事務局）→地方公共団体（DMO）、宿泊事業者等）
②民間事業者等

担当課室：観光庁 参事官（旅行振興）、観光産業課

事業イメージ

○設備投資等



自動チェックイン機



セントラルキッチン

○外国人材の確保・定着



事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場の創出が課題であり、地域との新たな関係構築の推進が急務。
- 反復継続的な来訪の促進を通じて関係人口の創出を図る「第2のふるさとづくり」を、個人および企業の2方向で促進し、国内交流需要の拡大を図る。

事業内容

①個人版第2のふるさとづくりモデル

- 来訪者が地域との交流・地域運営への参画等を通じて地域と関わるきっかけを作るとともに、その後も継続して来訪する仕組みを構築するモデルを造成する。事業の持続可能性について検証を行い、取組時に生じる課題に対する解決法を共有することでより取組地域の拡大を図る。

②企業版第2のふるさとづくりモデル

- 企業と地域の結びつきを強固にする「企業の関係人口化」に向けて、地域課題の解決による地域活性化など、企業の関心が高いテーマに関して地域との交流を通じて学ぶとともに、継続して来訪する仕組みの構築に向けたモデルを造成する。

事業スキーム

事業形態：調査事業等

請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者等

事業イメージ



個人版第2のふるさとづくりモデル



企業版第2のふるさとづくりモデル